

2020.04.27

(件名) 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

【ポイント】

- 当地では、3月12日にギニア国内において新型コロナウイルス感染が確認されて以来、急激に感染が増加しており、アフリカ内で9番目の罹患者数（1,094名（4月26日付））となっています。
- 閣僚や国家衛生安全保障庁（ANSS）長官を初めとする政府要人にも感染が広がっています。また、首都コナクリのみならず、地方都市にも感染が広がっています。
- 既にご案内しているとおり、外出時にはマスクや覆いの着用が義務づけられており、着用していない場合には罰金の対象となります。この他にも、他の感染症の予防も含めて、3密（密閉・密集・密接）を避ける、手洗い、うがいを励行するといった感染症予防対策に心がけてください。

【内容】

1 当地では、3月12日にギニア国内において新型コロナウイルス感染が確認されて以来、急激に感染が増加しており、アフリカ内で9番目の罹患者数（1,094名（4月26日付））となっています。今後も感染が広がるおそれがあります。閣僚や国家衛生安全保障庁（ANSS）長官を初めとする政府要人にも感染が広がっています。また、首都コナクリのみならず、地方都市にも感染が広がっています。コナクリ市内の隔離施設は病床数が十分でなく、また衛生環境、医療水準も十分ではありません。

2 既にご案内しているとおり、ギニア政府の新型コロナウイルス対策として、外出時にはマスクや覆いの着用義務を課しており、着用していない場合には罰金（30,000ギニアフラン）の対象となります。この他にも、他の感染症の予防も含めて、3密（密閉・密集・密接）を避ける、手洗い、うがいを励行するといった感染症予防対策に心がけてください。

特に新型コロナウイルスは物を介して人に感染する可能性が高いので、物（ドアノブ、手すり、マーケットの商品、商品を入れたビニール袋等）に触れた際には直ぐに消毒、洗剤で手洗いを行ってください。また、物に触れた手を顔（目・鼻・口）に触れないようご注意ください、頻繁に手洗することを習慣づけてください。

国家公衆衛生安全保障庁（ANSS）は一般市民の電話相談窓口を設置しています（電話番号 629-99-56-56）。感染が疑われる場合は、直ぐに電話してください。必要に応じて当館医務官（当館の電話番号は下記参照）に相談してください。

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

(参考ウェブサイト)

● 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

（問い合わせ窓口）（現地大使館連絡先）

○在ギニア日本国大使館

住所：Ambassade du Japon en Guinee, Landreah Port, Corniche Nord, Commune de Dixinn, Conakry, Republique de Guinee

郵便物宛先：B.P.895, Conakry, Republique de Guinee

電話：（市外局番なし）628-68-38-38～41 夜間・休日：664-58-04-94

国外からは（国番号 224）628-68-38-38～41

F A X：（衛星電話コード 870）782-500-815（インマルサット）

ホームページ：[https://www.gn.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.gn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)